教育職員免許状の申請手続きについて

【臨時免許状の申請手続きについて(更新の場合)】

(教育職員免許法第5条第5項関係)

【 提出書類 】

※提出書類と現在の本籍・氏名が異なる場合は、戸籍抄本を添付すること。

提出書類等	注意事項等
教育職員免許状授与願	
(様式第3号)	
教育職員免許状授与願	★電子申請システムにより申請を行う場合必要
(様式3号の別紙様式1)	(令和7年3月26日申請分まで)
履歴書 (様式第4号)	・学校の履歴書の写しでも可(要原本照合)
人物証明書	
(様式第5号)	
身体証明書	・学校で受診した健康診断結果(1年以内のもの)の
(様式第6号)	写しでも可 (要原本照合)
実務に関する証明書	
(様式第7号)	
助教諭採用見込証明書	
(様式第9号)	
更新対象の臨時免許所	
原本	
	・ 530円分の切手を貼付し、宛名を明記 (学校等に
返信用封筒(角型2号) 	勤務している場合は所属長名)すること。

【注意事項】

- 1 令和6年12月1日より、原則、手数料は**長崎県電子申請システムを活用した電子決済(クレジットカード・PayPay、d払い、au払い)**による納入となります。 (令和7年1月1日より、コンビニ現金払いも可能)
- 2 郵便普通為替・郵便定額小為替は、令和6年11月31日申請受付分※まで、長崎県収入証紙は、令和7年3月26日申請受付分※まで利用可能となります。 ※申請に不備がない状態で受理されたもの
- 3 電子申請システムにより申請をされる場合は、<u>1件につき3,400円</u>の手数料 を長崎県電子申請システム(教育職員臨時免許状授与申請手数料)より納入するこ

と。また、納入後<u>1週間以内に</u>申請書類を下記送付先まで送付すること※。期日までに申請書類が提出されない場合は、申請を取り下げていただきます。(手数料は返金)

- ※<u>公立幼稚園、小・中学校の教員は、市町村教育委員会経由で申請書類を提出する</u> こと。
- 4 令和7年3月26日から3月31日は申請受付できません。
- 5 各種様式の<u>本籍、氏名、生年月日は戸籍のとおり記載</u>し、証明書等と現在の氏名、 本籍が異なる場合は戸籍抄本を添付すること。
- 6 提出された書類については返却しません
- 7 来庁して申請される方は、事前に連絡してご来庁ください。

《送付先》

〒850-8570 (住所不要)

長崎県教育庁働きがい推進室

(電話:095-894-3331)